

平成29年6月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 平成29年 7月 5日(水) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時37分

場所 第3委員会室

出席委員 岩崎宏委員長
浅井明副委員長
吉良英敏委員、柿沼トミ子委員、中野英幸委員、新井一徳委員、
諸井真英委員、本木茂委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、蒲生徳明委員、
大嶋和浩委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]
砂川裕紀企画財政部長、堀光敦史企画財政部副部長、山崎明弘地域政策局長
加藤繁企画総務課長、福田哲也地域政策課長、石井貴司市町村課長
[産業労働部]
高橋利維就業支援課副課長
[農林部]
前田幸永農業政策課長
[都市整備部]
白石明建築安全課長

会議に付した事件
地方分権改革について

吉良委員

- 1 第1次地方分権改革では国と地方の関係が上下・主従から、対等・協力に変わったが、具体的にどのような成果があったのか。
- 2 提案募集方式はどのような経緯で導入されたのか。
- 3 提案募集方式では、内閣府はどのような姿勢で各省庁と調整しているのか。
- 4 新たな雇用対策の仕組みについて、県としてどのように評価しているのか。
- 5 埼玉版ハローワークでは具体的にどのようなことを実施しているのか。

企画総務課長

- 1 従前、県の事務の7割から8割を占めていた機関委任事務が、平成11年の地方分権一括法で廃止された。国の直接執行事務とされたもの及び廃止されたものを除き、自治事務と法定受託事務に整理された。いずれも地方公共団体の事務と位置付けられ、法令に反しない限りで条例の制定が可能となり、自主的な行政運営ができるようになった。
- 2 平成26年成立の第4次地方分権一括法までで義務付け・枠付けの見直し等が進んだことで、地方分権改革推進委員会の勧告事項は一通り対処され、新たなステージを迎えたとされた。そこで、地域の課題等に精通した地方の発意を重視するため、提案募集方式が導入された。
- 3 地方分権改革推進本部が決定した「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」において、「提案について内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う」とされている。内閣府は支障事例の補強や論点の明確化など、これまでの省庁との折衝経験を基に助言を行っている。
- 4 ハローワーク特区の成果が高く評価され、新たな雇用政策の仕組みが実現したものと考えている。全国知事会が求めてきた地方移管そのものの実現ではないが、ハローワークを主体的に運営できるようになるならば、地方分権に向けて前進したものと認識している。
- 5 企業人材サポートデスクを設置し、企業からの相談受付、企業面接会などを実施している。企業面接会は週3回から4回程度、主に平日午後や夕方に企業から仕事内容等を説明した後、個別面接を行うことで、企業と求職者のマッチングを支援している。また、別会場で年4回、県の重点施策推進企業を集めた面接会を予定している。

吉良委員

春日部市にはハローワークがあり、幸手市にもハローワークができた。このような取組は、県と国で連携して取り組んでいるのか。

就業支援課副課長

県では、昨年度、求職者が身近な市町村で相談が受けられるよう市町村に働き掛けてきた。幸手市には、ふるさとハローワークが設置された。今後も、国、県、市町村が連携して求職者のサービス向上につながるよう取り組んでいきたい。

蒲生委員

- 1 県民に対して、地方分権改革の成果をどのように情報発信してきたのか。

- 2 県民にとってどのような成果に結び付いているのか。
- 3 分権推進交付金による市町村への財政支援について、具体的にどのように手続しているのか。
- 4 権限移譲後の課題に応じたフォローアップとは具体的にどのような対応をしているのか。

企画総務課長

- 1 県民への情報発信は、ホームページやフェイスブックを活用し行っている。また、県庁オープンデーではパネルを使った展示でPRも行っている。今後は埼玉大学の学生と連携し、若者の意見を反映できるようにする。
- 2 例えば、手続において国の協議が不要となり、手続期間が短縮するなどの成果につながっている。

地域政策課長

- 3 分権推進交付金については、毎年度、それぞれの事務に応じて市町村に交付している。
- 4 担当課では、事務研修会や市町村連絡会議を開催している。また、7月から8月にかけて地域振興センターごとに市町村と個別に意見交換を行っており、課題や要望があれば対応している。

蒲生委員

- 1 市民・県民から率直な意見を聴いているのか。また、権限移譲が進んだ結果に対して何か意見は出ているのか。
- 2 市町村からは交付金の内容に納得してもらっているのか。不足している、増額してほしいなどという声はあるのか。
- 3 7月から8月の意見交換会だけでなく、困ったことが起きるたびごとにきめ細かい対応をすることが必要だと考えるがいかがか。

企画総務課長

- 1 市町村の窓口での意見は市町村から内閣府に制度改正を提案することも可能である。県の窓口での意見も、提案に反映させていると考えている。権限移譲の結果については、例えばハローワークでは利用者満足度調査を行い、把握に努めている。

地域政策課長

- 2 交付金については、毎年度市町村に対してアンケートを行い、現場の声を聴いている。昨年度は平成29年2月に実施し、「適切、大きな問題なし」が90.5%であり、交付金については特に問題ないと受け止めている。
- 3 7月から8月にかけての意見交換会だけではなく、それぞれの事務を担当している担当課では、こまめに情報交換をしている。7月から8月の意見交換会では、地域振興センター、地域政策課と市町村の企画担当課とで、交付金の内容や枠組みなど、全体の内容について意見交換を行っている。

中野委員

- 1 事務の中で、屋外広告物や浄化槽の事務などで移譲が進んでいるとのことだが、あと少しで全ての市町村に移譲される事務はどのくらいあるのか。また、それらの事務を移

譲するためにどのように進めていくのか。

- 2 移譲されていない事務にはどのようなものがあるのか。
- 3 事務移譲することで住民サービスが低下しないよう、事務の受入体制をどのように確認しているのか。

地域政策課長

- 1 156事務のうち、9割以上移譲が進んでいるのは全体で11事務ある。移譲を進めるために、地域振興センターで実施している個別意見交換会にて、事務の内容や予想量、メリットなどをお話しし、残っている市町村に対して積極的に移譲を働き掛けている。あわせて、担当課と共に個別に働き掛けることを考えている。
- 2 移譲が進んでいない未移譲の事務は、主に毒物、危険物などを扱う事務である。
- 3 市町村が作成する3年間の権限移譲計画や市町村との意見交換会において受入体制や財政支援について確認している。

中野委員

- 1 平成29年度は156事務のうち、39事務について実施市町村が増加したとのことだが、全体で何割県から権限移譲されているのか。
- 2 権限移譲が進んでいない事務の原因は何か。

地域政策課長

- 1 156事務で見ると64.5%の移譲率となる。
- 2 毒物などについては、専門的な知識が必要となるため事務の移譲が進んでいない。

中野委員

専門的知識がないため市町村が受け取れないということであれば、県として市町村が受入れをするためにどのようなサポートをするのか。

地域政策課長

専門的知識のサポートについては、個別の研修会や市町村の求めに応じて専門職員の派遣や研修生の受入れを行っている。

水村委員

- 1 提案募集について、埼玉県は平成26年は78件提案したが、平成27年には11件と一気に減っている。その理由は何か。
- 2 実現・対応の割合が、全国的には約半数なのに比べ、埼玉県は低い。その理由は何か。
- 3 埼玉県が提案して実現しなかったものの具体例と理由は何か。
- 4 「これからの地方分権改革について」の中で、地方税財源の充実とあるが、具体的にどのように働き掛けているのか。

企画総務課長

- 1 提案募集は、平成26年度が初年度であり、数多く提案がされた。78件の中には県を經由しない、いわゆる「空飛ぶ補助金」に関する提案が多く含まれていた。平成27年度以降は、全国的にみると都道府県は1団体当たり平均4件提案しており、本県の提案件数は見劣りしない。

- 2 広めに捉えてできるだけたくさん提案しようとしていることが一つの理由である。
- 3 実現しなかった具体例としては、介護福祉士修学資金の返還免除要件の緩和がある。免除要件とされている社会福祉施設での勤務年数5年を3年に短縮するという提案であったが、早期離職を招く可能性があるとして、実現しなかった。
- 4 全国知事会や九都県市首脳会議、関東地方知事会、そして本県単独でも機会を捉えて国に対して要望している。

水村委員

知事は埼玉発で全国をリードすると言っている。この思いは提案募集にどう反映しているか。

企画総務課長

提案については、庁内部局と調整し、できるだけ発掘するようにしている。原則として再提案ができないことが厳しい。しかし、国が定める重点事項に本県の提案も毎年数件入っており、一定の成果は上がっていると考えている。

新井委員

- 1 実際に市町村に権限を移譲したことで具体的に許認可の基準が変わったり、緩和されたことはあるのか。
- 2 埼玉県分権推進交付金の額の推移はどのようになっているのか。また、アンケートで交付金に不満のある1割の自治体の意見に対しどのように対応するのか。
- 3 移譲対象事務として2つを加えた理由は何か。また、移譲することで市町村にどんなメリットがあるのか。

地域政策課長

- 1 事務処理基準は法律や政省令で決まっており、また、県の事務処理要領やマニュアルを提供し、引継研修なども行っている、大幅な基準の緩和や変更は特にない。実際やっていく中で問題が生じたり判断に迷う場合は個別に県の各担当課で対応していると聞いているので基本的に県で行うのと変わらない。
- 2 平成28年度は6億6,400万円程度、平成27年度は6億6,000万円、平成26年度は6億2,200万円、平成25年度は5億7,700万円というように推移している。また、1割の市町村からは人件費に対する交付を引き上げて欲しいなどの意見が多くあるが、人件費の算定は地方交付税の基準を使って毎年見直しを行っている。交付金の見直しは、アンケートでの市町村の意見や7月、8月の個別の相談会での御意見を参考にして、市町村の不安を解消するよう検討していきたい。
- 3 水銀排出施設の届出は法律改正により水銀の排出について届出が必要になり法律によって新しく生まれた事務であり、喀痰吸引等事業者の登録は、制度改正で医師看護師だけでなく介護職員もできるようになり市町村への移譲対象とすることとした。移譲によるメリットとして、水銀排出施設の届出は、既に移譲対象事務となっている焼却炉などばい煙発生施設の届出受理と対象施設と事務内容がほぼ一緒であり、市町村が一括して実施する方が事業者や利用者にとって利便性が向上する。喀たん吸引等事業者の登録は、登録する事業者が既に移譲対象となっている介護サービス事業者に関する事務と同じ事業者であることから、まとめて実施していただいた方が申請者にとってもメリットがある。

新井委員

事務の増加に比べ金額は余り伸びていないではないか。交付基準を3年に一度ではなく柔軟に見直すべきではないか。

地域政策課長

法律改正で権限が市町村に移った事務は交付金の対象から外れるが、そういった事務も増えてきているので事務数の伸びに比べ交付金が伸びていないように感じるのではないか。交付基準の見直しだが、毎年見直している部分と3年に一度改正している部分がある。職員の人件費は毎年見直しているが予想される事務量などは大きく分けて3年ごとに見直している。

大嶋委員

- 1 大都市への権限移譲の推進とあるが、対象市町村や事務など具体的にどうなっているのか。
- 2 広域連携について、これまで広域で進めた事例と広域連携の活用を想定している事務はあるのか。

地域政策課長

- 1 移譲されていない20事務のうち大都市を対象とするものが15事務で、毒物や薬物取扱事務など保健所関係の事務などであり、指定都市や中核市に移譲が進んでいない。専門的知識を有する職員がいなかったため、移譲が進んでいかない面もあり担当部門と相談しながら進めていきたい。
- 2 危険物に関する事務を消防組合など一部事務組合で実施している例がほとんどで、ガス用品の販売事業者の報告義務や火薬類の取締りなどの事務を延べ15の組合で実施している。今後は、ガス用品の報告など2つの一部事務組合で実施している事務をほかに拡大していきたい。

大嶋委員

パスポート交付事務についてどの程度権限移譲が進んだのか。市町村数はどのくらいになったのか。

地域政策課長

63市町村のうち59市町村に移管して実施している。広域では事務委託で4つの地域がある。秩父市では横瀬町、皆野町、長葛町、小鹿野町から、本庄市では美里町、神川町、上里町から、東松山市では滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村から、また坂戸市では毛呂山町、越生町、鳩山町から事務委託で受けている。残りはさいたま市、川越市、春日部市、蕨市となっている。熊谷市では、移譲を受けて県のパスポートセンターは廃止となっている。

大嶋委員

他の事務移管についても進めつつ、交付金などで積極的に市町村を支援していただきたい。（要望）

諸井委員

市町村への権限移譲のゴールがよく分からない。到達点としてイメージしているものは何か。ゴールはいつ達成するのか。国と地方は考え方を共有しているのか。事務を移譲してしまえば終わりなのか。

地域政策課長

県では移譲を進めるべき事務とそうでない事務を区分しており、住民サービスの向上につながる事務かどうかや市町村が実施することによって、事業者などがまとまって市町村でできるようになり利便性が高まるといった観点から事務を選んで移譲を進めている。その対象事務が現在の176事務であり、ゴールとしてはこの176事務を移譲対象市町村に受けいただきたいと考えている。一方、市町村では行政改革で人員が削減されなかなか受けるのが難しいということもあるので、じっくりと取り組んでいくしかないと思っている。できる限り県としてフォローしながら進めていきたい。地方分権を進めていく中で、住民に身近な事務はできる限り地元の市町村でという方針で進めているので、国と同様、県としても分権の精神にのっとり進めている。住民サービスの向上が地方分権の最終目的であるので、権限を渡して終わりというわけではない。事務の移譲を受けた市町村が住民サービスの向上を図れるよう分権推進交付金や市町村へのフォローアップなどで移譲後も市町村の支援を続けていきたい。

諸井委員

タイムリミットは設けないのか。

地域政策課長

受け入れる市町村の状況にもよるので、タイムリミットは設けない。

本木委員

権限移譲後のフォローアップが大切だとのことだが、県の地域機関に聞くと市町村に移管しているので問い合わせしてほしいと言われ、市に聞くと県に聞かないと分からないと言われることがあるが、状況をどのように把握して、どのように対応していくのか。

地域政策課長

地域振興センターを中心に市町村の意見や現状を聴いており、またアンケート調査によって定期的に上がってくる意見などを地域政策課で取りまとめている。移譲した後も県がある程度の支援をしていかななくては事務がうまく回っていかないという市町村もあるので、市町村に移譲したから終わりだというのではなく、各担当課にも徹底してフォローするよう働き掛け、全庁的に取り組んでいきたい。